

平成21年度 河川局関係予算決定概要

平成20年12月24日
国土交通省河川局

目 次

I. 予算の概要	1
II. 新規事業の創設及び拡充等の概要	3
III. 新規箇所数等内訳	8
IV. 事業評価実施状況の概要	1 1
(参考1) 新規制度・新規箇所の概要	1 3
(参考2) 新規事業採択時評価結果の概要	3 1

I. 予算の概要

◎地球温暖化により懸念される集中豪雨の増加等を踏まえ、災害リスクの増大への緊急的対応、大規模災害時の対応の強化を図る

1,811億円【1.15】

○地球温暖化に伴う気候変化への適応策の推進のため、河川で安全を確保する対策等に加え、流域で安全を確保する対策を積極的に展開

- ・総合流域対策費の創設
- ・総合内水緊急対策事業（直轄）、流域治水対策事業費補助の創設等（地球温暖化に伴うリスク増大に対する流域対策事業の推進）
- ・河川改修費補助の拡充（ゼロメートル地帯の地震高潮対策の強化等）
- ・移動式排水施設整備事業の創設（総合流域防災事業の拡充）
- ・洪水流下障害部緊急解消事業等の拡充（総合流域防災事業の拡充）
- ・堰堤改良事業の拡充（超過洪水に対応するための既設ダムの治水機能向上）
- ・超過洪水に対応する「河川大規模災害関連事業」の創設
- ・津波・高潮危機管理対策緊急事業の拡充

○大規模地震に伴う河道閉塞（天然ダム）への対応など、大規模災害発生時に迅速な対応を実施するため、TEC-FORCEの充実など危機管理体制を強化

- ・緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による災害緊急対応事業の創設
- ・特定緊急砂防事業費（直轄）の創設

○地域の「資源」、「知恵」を活かして立案された河川や水辺の整備・保全計画に基づき、にぎわいのある河畔空間を創出

- ・かわまちづくり支援制度の創設（総合水系環境整備事業費等での実施）

○高度経済成長期に集中投資した河川管理施設等の急速な老朽化に備え、長寿命化計画の策定推進など、戦略的な維持管理を推進

- ・直轄河川管理施設等の修繕的経費への起債・交付税措置
- ・河川管理施設機能確保事業費補助の創設（施設の長寿命化等の推進）

○天竜川ダム再編事業の建設事業着手、木屋川ダム再開発事業の実施計画調査着手、球磨川川辺川ダム建設費から球磨川川辺川ダム事業実施調整費への名称変更、月山地区における直轄地すべり対策事業の新規着手

◆平成21年度河川局関係予算決定総括表(国費)

(単位:百万円)

区 分	前年度 予算額	決定額	対前年度 倍 率
国 土 基 盤 河 川	470,681	457,456	0.97
地 域 河 川	177,667	166,787	0.94
砂 防	135,847	128,889	0.95
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策	20,207	19,114	0.95
総 合 流 域 防 災	56,023	56,284	1.00
海 岸	23,410	22,637	0.97
計	883,835	851,167	0.96
災害復旧関係事業	50,602	50,602	1.00
災 害 復 旧	39,189	41,227	1.05
災 害 関 連	11,413	9,375	0.82
合 計	934,437	901,769	0.97

- (注) 1. 前年度剰余金等として10,817百万円(前年度14,928百万円)を含む。
 2. 各事業には、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業として8,800百万円(前年度9,200百万円)、下水道関連特定治水施設整備事業として11,500百万円(前年度11,500百万円)を含む。
 3. 重要課題推進枠に係る額15,530百万円を含む。

Ⅱ. 新規事業の創設及び拡充等の概要

1. 新規事業の創設及び拡充等

① 治水事業

○総合流域対策費の創設

気候変化や火山活動の活性化、地震による流域状況変化等の影響による水害・土砂災害の激化・頻発に対し、流域一帯における危機管理対応を中心とした適応策を実施するため、総合流域対策費を創設する。

○総合内水緊急対策事業（直轄）、流域治水対策事業費補助及び調節池等整備事業費補助の創設並びに流域貯留浸透事業費補助の制度の拡充（地球温暖化に伴うリスク増大に対する流域対策事業の推進）

地方公共団体等が行う流出抑制対策等の流域対策の取組状況に応じて、河道整備や排水施設機能向上等の河川整備を重層的に実施することにより、総合的な治水対策を強力に推進するため、総合内水緊急対策事業（直轄）、流域治水対策事業費補助を創設する。

また、調節池等整備事業費補助を創設するとともに流域貯留浸透事業費補助について、対象を都市部から全国に拡大する等制度を拡充する。

○河川改修費補助の拡充（ゼロメートル地帯の地震高潮対策の強化等）

地球温暖化に伴う災害リスクの増大等に対して、東京湾等3大湾ゼロメートル地帯等における地震高潮対策等を強化するため、地震・高潮対策河川事業を創設する。

また、治水安全度を効果・効率的に高めるため、河川改修費補助と都市河川改修費補助を統合し、全国で機動的に事業を実施する。

さらに、河川改修については、規模等が大きい河川に限定して重点的に事業を推進するため、広域河川改修事業を創設する。

○移動式排水施設整備事業の創設（総合流域防災事業の拡充）

局所的豪雨等に伴い頻発している浸水被害を緊急的・機動的に軽減するため、移動式排水施設整備事業を創設する。

○洪水流下障害部緊急解消事業等の拡充（総合流域防災事業の拡充）

全国的に頻発している局所的豪雨等に伴う洪水に対し、緊急的に治水安全度を高めるため、予防対策として洪水流下障害部の河道掘削等の整備が実施できるよう洪水流下障害部緊急解消事業の拡充等を行う。

○河川管理施設機能確保事業費補助の創設（施設の長寿命化等の推進）

今後、増大する河川管理施設の更新事業費について、計画、延命化措置及び改築を一体的に管理することにより、コスト縮減及び平準化を行うため、施設更新等に係る既存補助事業の集約及び拡充を図り、河川管理施設機能確保事業費補助を創設する。

また、ライフサイクルコストを最小化するための長寿命化計画の策定、当該計画に基づく延命化に必要な措置を支援できるよう特定構造物改築事業費補助を拡充する。

○かわまちづくり支援制度の創設（総合水系環境整備事業費等での実施）

にぎわいのある河畔空間の創出を目指す市町村等において、ハード・ソフト両面から、まちづくりと一体となった河川整備を推進するため、かわまちづくり支援制度を創設する。

○球磨川川辺川ダム建設費から球磨川川辺川ダム事業実施調整費への名称変更

川辺川ダム建設事業は、これまで「球磨川川辺川ダム建設費」により事業進捗を図ってきたが、同ダムに対する熊本県知事の意見表明により今後の方針を検討する必要性が生じたことから、目の名称を「球磨川川辺川ダム事業実施調整費」に変更する。

○堰堤改良事業の拡充（超過洪水に対応するための既設ダムの治水機能向上）

地球温暖化に伴う気候変動による豪雨や台風強度の増大が懸念されており、超過洪水の頻発が予想されることから、地球温暖化に備えて既設ダムの治水機能の向上を図ることができるよう、堰堤改良事業を拡充・推進する。

○特定緊急砂防事業費（直轄）の創設

甚大な土砂災害の発生に伴い、国が応急対策を実施した地域において、応急対策に引き続き実施する工事について、高度な技術力を必要とする場合に、国直轄により一定計画に基づき、短期・集中的に砂防設備の整備を実施するための制度を創設する。

② 海岸事業

○津波・高潮危機管理対策緊急事業の拡充

津波や高潮に対する危機管理対応の充実を図るため、情報基盤の整備、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備を行うことが出来るように津波・高潮危機管理対策緊急事業を拡充する。

③ 災害関連事業

○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による災害緊急対応事業の創設

大規模自然災害発生時において、TEC-FORCEが行う発災直後の緊急調査に加え、被害の拡大を防ぐための緊急対応を実施する災害緊急対応事業を創設する。

○超過洪水に対応する「河川大規模災害関連事業」の創設

堤防の整備水準を大きく上回る大規模な洪水による災害が発生した河川について、被災箇所の原形復旧のみでは再度災害防止のための十分な効果が得られない場合に災害要因を除去する効果的・効率的な河川の改良復旧を緊急的に実施する河川大規模災害関連事業を創設する。

④ 新規箇所等

○天竜川ダム再編事業の建設事業着手

既設の利水ダム（佐久間ダム）に新たに洪水調節機能を確保し、佐久間ダム地点における計画高水流量毎秒9,200立方メートルのうち、毎秒2,900立方メートルの洪水調節を行う。

○木屋川ダム再開発事業の実施計画調査着手

木屋川流域の洪水被害軽減及び流水の正常な機能の維持のため、既設木屋川ダム再開発を行い、治水安全度の向上を図る。

○月山地区における直轄地すべり対策事業の着手

月山地区地すべりは、志津温泉をはじめとする観光地や交通・物流の要である国道112号、寒河江ダム・月山ダム等に甚大な被害を及ぼす恐れがあるため、直轄地すべり対策事業に新規着手し、集水井・排水トンネル等の対策工事を行う。

⑤ その他（参考）

○直轄河川管理施設等の修繕的経費への起債・交付税措置

河川維持修繕費、堰堤維持費、砂防管理費等の地方負担金について、予防的かつ投資的側面を持つ経費を起債対象とするとともに、その元利償還金の交付税措置などにより地方負担の軽減、平準化を図る。

2. 行政部費

○モビリティサポートの推進経費

ユビキタス技術等の活用により、あらゆる歩行者が移動に関する情報を入手できる環境づくりの一環として、災害時における避難施設までの経路探索・誘導案内システムを構築するため、災害予測情報の統一的な提供方法、提供体制に関する課題やニーズの把握等を行う。

○河川環境における地球温暖化モニタリング強化に係る検討経費

地球温暖化等に伴う河川の水温・水質の変化、生物の生息状況の変化など生態系への影響について、より効果的にモニタリングし、これに対応した河川環境管理を実施するため、効果的・効率的な河川環境モニタリングのための戦略を策定することにより、水質測定、環境調査等の重点化に資するとともに、河川環境に関する地球温暖化への適応策を検討する。

○低炭素型工事等検討経費

二酸化炭素排出増加による地球温暖化が指摘される中、土砂災害防止工事においても可能な限り二酸化炭素の排出を抑制することが求められる。このため、低炭素型工事（eco砂防工事）の認定やCO₂を原単位とした砂防工事の環境指標を策定することができるよう、荒廃地の山腹工や重力式砂防堰堤、コンクリートに代わる鋼製砂防堰堤等の工種ごとにCO₂の吸収・排出原単位を明確化するとともに、個別事業ごとに排出量などの算定が可能となるような算定マニュアルを整備する。

○洪水予報の高度化に係る検討経費

地球温暖化に伴う洪水の大規模化等を踏まえ、平成19年12月の閣議における「自然災害の『犠牲者ゼロ』を目指すために早急に取り組むべき施策」を推進するため、大規模河川に関し、大規模洪水時の避難を確実にするための事前警報の発出、伝達媒体の多様化に応じたわかりやすい洪水予報の提供方法の検討を行うとともに、中小河川について、未だ確立していない洪水予報の方法について検討する。

○高潮災害に対する水防体制・避難誘導の改善検討経費

平成20年2月、富山県等において高波による死傷者や浸水などの被害が発生したことを受け、高波・高潮災害における犠牲者ゼロを目指し、観測された潮位・波高データ等の広域的・一元的な提供、各海岸における越波・浸水への警戒体制、被害の拡大防止のための水防・避難行動等に関する検討を行い、高潮災害に対する水防体制の確立と避難誘導の充実を図る。

Ⅲ. 内示新規箇所数等内訳

区 分	要求	内示	備 考
【 河 川 】			
(直 轄)			
1. 流域治水整備 (内 地)	1	1	
2. 特定構造物改築 (内 地)	1	1	
3. 土地利用一体型水防災 (内 地)	1	1	
(補 助)			
1. 流域治水対策 土地利用一体型水防災 (内 地)	1	1	
総合内水対策緊急 (内 地)	1	1	
調節池等整備 (内 地)	1	1	
2. 床上浸水対策 (内 地)	5	5	
【 ダ ム 】			
(直 轄)			
1. 河川総合開発事業 建設事業移行 (内 地)	1	1	天竜川・天竜川ダム再編 事業
2. 堰 堤 維 持 堰 堤 維 持 (内 地)	1	1	

区 分	要求	内示	備 考
3. 堰 堤 改 良 (内 地) (補 助)	1	1	
1. 補 助 治 水 ダ ム 建 設 事 業 移 行 (内 地)	1	0	
実 施 計 画 調 査 (内 地)	1	1	木屋川・木屋川ダム再開 発事業
2. 堰 堤 改 良 堰 堤 改 良 (内 地)	1 3	5	
【 砂 防 】 (直 轄)			
1. 特 定 緊 急 砂 防 (内 地)	1	1	
2. 地 す べ り 対 策 (内 地)	1	1	月山地区 (山形県)
(補 助)			
1. 特 定 緊 急 砂 防 (内 地)	1 0	1 0	
2. 砂 防 激 甚 災 害 対 策 特 別 緊 急 砂 防 激 甚 災 害 対 策 特 別 緊 急 (内 地)	2	2	
3. 特 定 緊 急 地 す べ り 対 策 (内 地)	4	4	

区 分	要求	内示	備 考
【海 岸】			
(直 轄)			
1. 海岸保全施設整備 (内 地)	1	0	
(補 助)			
1. 高 潮 対 策 (内 地) (離島・一般) (離島・奄美)	9 6 2 1	4 2 1 1	
2. 侵 食 対 策 (内 地)	10	2	
3. 海 岸 環 境 整 備 (内 地)	1	0	

IV. 事業評価実施状況の概要

1. 新規事業採択時評価

【ダム事業】（直轄事業等）

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			B/C
		便益の内訳及び主な根拠					
天竜川ダム再編事業 中部地方整備局	790	1,692	【内訳】 被害防止便益:1,692億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数:140戸 年平均浸水軽減面積: 23ha	744	2.3	<ul style="list-style-type: none"> 昭和40年9月洪水では、全壊・流失13戸、半壊・床上浸水782戸、床下浸水806戸、浸水面積564haなどの甚大な被害が発生し、その後も、昭和43、44年と浸水被害が発生。 発電専用のダムである佐久間ダムは、堆砂が進行するとともに、土砂移動の連続性を遮断しており、ダム下流においては、河床低下や海岸侵食等の問題が顕在化している。 当事業は利水者と調整の上、利水専用既設ダムを有効に活用するため、河道整備等の代替案と比較し、治水効果を早期に発現できるとともに、河川の改変面積が少なく、環境に与える負荷も小さいことから優位である。 	本省河川局治水課 (課長 青山俊行)

【ダム事業】（補助事業）

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			B/C
		便益の内訳及び主な根拠					
木屋川ダム再開発事業 山口県	400	358	【内訳】 被害防止便益:299億円 流水の正常な機能の維持に関する便益:59億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数:45戸 年平均浸水軽減面積: 86ha	271	1.3	<ul style="list-style-type: none"> 昭和34年7月の梅雨前線豪雨により家屋流出3戸、全半壊28戸、床上浸水416戸、床下浸水783戸の被害が発生。 平成11年6月の梅雨前線豪雨により床上浸水11戸、床下浸水38戸の被害発生。約3,700人に避難指示、約2,800人に避難勧告を発令。 また、浸水想定区域には災害時要援護者施設（病院、老人ホーム、保育所等）を含み、災害時要援護者対策が急務である。 現ダム完成後も床上浸水の被害が発生した洪水が8洪水を数える。また、平成6、14年などダム完成後も5回の取水制限を実施しており、これらの被害軽減のため、ダム嵩上げが必要である。 なおダム嵩上げは、河川改修だけで治水対策を実施する案など他の治水対策案と、社会的影響・自然環境への影響・経済性などの観点から比較検討し、決定している。 	本省河川局治水課 (課長 青山俊行)

【砂防事業等】（直轄事業）

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			B/C
		便益の内訳及び主な根拠					
月山地区直轄地すべり対策事業 東北地方整備局	246	436	【内訳】 直接的被害軽減便益:83億円 間接的被害軽減便益:353億円 【主な根拠】 人家:41戸 (間接的被害:約11,000戸) 公共施設:公民館1施設 (間接的被害:市役所・学校・病院・JR羽越本線等) 国道112号:約4,700m	246	1.8	<ul style="list-style-type: none"> 月山地区では、過去に幾度も地すべり被害が発生しており、交通障害が生じている。 地すべりが発生し、天然ダムを形成した場合、決壊を防止するための対策等には多額の費用を必要とする。また、天然ダムが決壊した場合には、月山ダム・寒河江ダムへの土砂流入によって水道・農業用水・流水の正常な機能の維持のための利水容量が減少するとともに、洪水調節容量の減少によって洪水時にはダム下流に氾濫が発生するおそれが生じる等間接的な被害が発生する。 地元の防災意識は高く、事業に対する要望が強い。 対策により地すべりを安定化することができれば、流域内の集落、道路等が保全されるとともに、天然ダムが発生するおそれが無くなり、地域の安全を確保することができる。 以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、地すべり対策事業を実施する必要がある。 	本省河川局 砂防計画課 (課長 牧野裕至)

2. 再評価

再評価実施状況

事業区分		再評価実施箇所数						再評価結果			
		5年未着工	10年継続中	準備計画5年	再々評価	その他	計	継続 うち見直し継続	中止	評価 手続中	
ダム事業	直轄事業等	0	0	0	21	5	26	22	0	0	4
	補助事業	0	0	0	22	5	27	9	1	0	18
合計		0	0	0	43	10	53	31	1	0	22

(注1) 直轄事業等には、独立行政法人等施行事業を含む

(注2) 再評価対象基準

5年未着工 : 事業採択後一定期間(5年間)が経過した時点で未着工の事業

10年継続中 : 事業採択後長期間(10年間)が経過した時点で継続中の事業

準備計画5年 : 準備・計画段階で一定期間(5年間)が経過している事業

再々評価 : 再評価実施後一定期間(5又は10年間)が経過している事業

その他 : 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

(参考 1)

新規制度・新規箇所^①の概要

総合流域対策費の創設

1. 目的

気候変化や火山活動の活発化、地震による流域状況変化等の影響による水害・土砂災害の激化・頻発に対しては、河川、ダム、砂防などの個別事業による施設整備のみでは完全に災害を防御して犠牲者ゼロを達成することは困難である。このため、新たに総合流域対策費を創設し、流域一帯における危機管理対応を中心とした総合的な適応策を実施する。

2. 内容

気候変化や火山活動の活発化、地震による流域状況変化等の影響による水害・土砂災害の激化・頻発に対し、流域一帯における危機管理対応を中心とした適応策を実施する。

3. 科目等

- (項) 総合流域防災事業費
- (項) 北海道総合流域防災事業費
- (目) 総合流域対策費

10 / 10

<事業イメージ>



災害予測・予警報システムの整備



地上デジタル放送等による情報発信

総合内水緊急対策事業（直轄）、流域治水対策事業費補助及び調節池等整備事業費補助の創設並びに流域貯留浸透事業費補助の制度の拡充（地球温暖化に伴うリスク増大に対する流域対策事業の推進）

1. 目的

地球温暖化に伴う水災害リスクの増大に対し、地方公共団体等による流域対策（土地利用規制・誘導策や流域内貯留施設の整備等）と連携した河川整備を強力に推進し、総合的な治水対策の推進を図る。

2. 内容

地方公共団体等が行う流出抑制対策等の流域対策と河道整備や排水施設機能向上等の河川整備を重層的に実施し、総合的な治水対策を強力に推進するため、総合内水緊急対策事業（直轄）、流域治水対策事業費補助を創設する。また、調節池等整備事業費補助を創設するとともに、流域貯留浸透事業費補助の対象を都市部から全国に拡大する制度拡充を行う。

3. 科目等

（項）河川整備事業費

（項）北海道河川整備事業費

（目）河川改修費

（事項）流域治水整備（総合内水緊急対策） 2 / 3 等

（目）流域治水対策事業費補助

（目細）総合治水対策特定河川事業費補助 1/2、2/3、5.5/10

（目細）土地利用一体型水防災事業費補助 1/2、2/3、5.5/10

（目細）総合内水対策緊急事業費補助 1/2、2/3、5.5/10

（目細）調節池等整備事業費補助 1/2、2/3、5.5/10

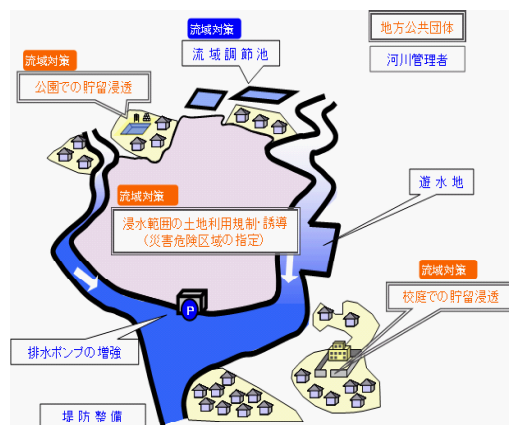
（目細）流域貯留浸透事業費補助 1 / 3

（項）離島河川整備事業費

（項）沖縄河川整備事業費

（目）流域治水対策事業費補助

（目細）流域貯留浸透事業費補助 1 / 3



河川改修費補助の拡充 (ゼロメートル地帯の地震高潮対策の強化等)

1. 目的

地球温暖化に伴う災害リスクの増大等に対して、治水安全度を効果・効率的に高めるため、制度を拡充し、洪水、高潮及び地震等の治水対策を全国で機動的・重点的に推進する。

2. 内容

(1) 河川改修費補助と都市河川改修費補助の統合

地球温暖化に伴う災害リスクの増大等に対して、治水対策を機動的に推進するため、都市河川改修費補助を河川改修費補助に統合する。

(2) 広域河川改修事業の創設

規模、効果等が大きい河川に限定して重点的に事業を推進するため、既存の基幹・一般河川改修事業の区分は廃止し、広域河川改修事業を創設する。

(3) 地震・高潮対策河川事業の創設

地球温暖化に伴う災害リスクへの対応、大規模地震への対応等を重点的に推進するため、既存の地震・高潮等対策に係る制度は廃止し、東京湾等3大湾のゼロメートル地帯や国の法定計画等に係る地震高潮等の対策に限定した事業を創設する。

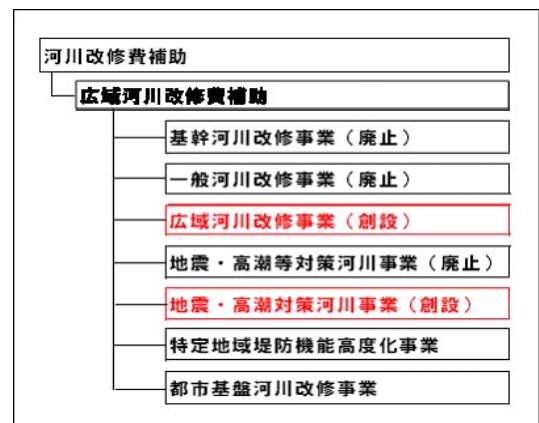
3. 科目等

- (項) 河川整備事業費
- (項) 北海道河川整備事業費
- (項) 離島河川整備事業費
- (項) 沖縄河川整備事業費

(目) 河川改修費補助

(目細) 広域河川改修費補助

広域河川改修事業	1/2、2/3、5.5/10、6/10、9/10
地震・高潮対策事業	1/2、2/3、5.5/10
特定地域堤防機能高度化事業	1 / 3
都市基盤河川改修事業	1 / 3



* 広域河川改修事業は鉄道橋・道路橋緊急対策事業(1/2)を含む

移動式排水施設整備事業の創設 (総合流域防災事業の拡充)

1. 目的

全国的に頻発している局初的豪雨等に伴う浸水被害を移動式排水施設により緊急的・機動的に軽減する。

2. 内容

総合流域防災事業において、次の要件に該当する移動式排水施設の整備を事業メニューに追加する。

- (1) 固定式排水施設の整備に比較して、移動式排水施設の整備が経済的であること。
- (2) 過去概ね10年間において、河川の流下能力不足に起因した複数箇所の家屋浸水被害実績(市町村単位)があること。
- (3) 今後概ね10年間において、(2)の浸水被害の解消に資する河川整備の予定がないこと。

3. 科目等

(項) 総合流域防災事業費

(項) 北海道総合流域防災事業費

(項) 離島総合流域防災事業費

(項) 沖縄総合流域防災事業費

(目) 総合流域防災事業費補助 1/2、2/3、5.5/10、6/10、9/10



移動式排水施設



排水施設による排除状況

洪水流下障害部緊急解消事業等の拡充 (総合流域防災事業の拡充)

1. 目的

全国的に頻発している局所的豪雨等に対して、治水安全度を高めるため、予防対策として洪水流下障害部の解消ができるよう採択要件を拡充し、ネック部の河道掘削等の整備を緊急的に推進する。

また、急激な水位上昇に伴う水難事故防止のため、河川利用者向けの警報装置の整備を推進する。

2. 内容

総合流域防災事業において、次の要件に該当する洪水流下障害部緊急解消事業を事業メニューに追加する

(1) 総事業費 1 億円以上

(2) 洪水による被害が防止される区域内の家屋が 5 戸以上の地域

また、河川利用者向けの警報装置の整備のため、情報基盤整備事業の採択基準を明確化する。

3. 科目等

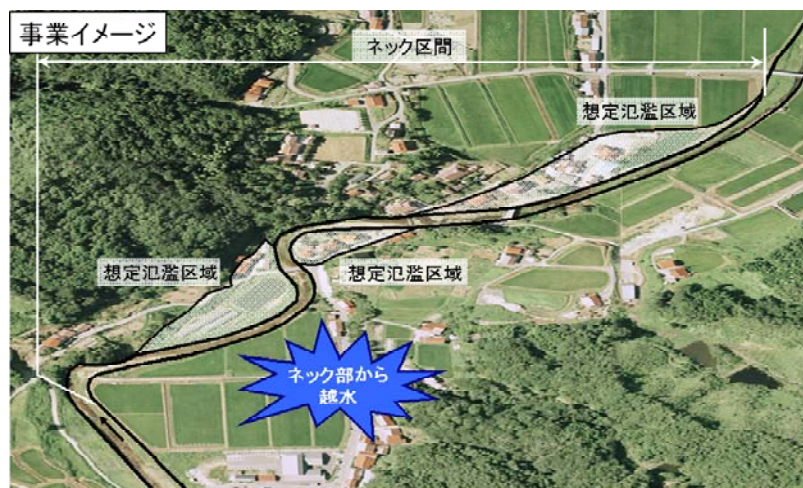
(項) 総合流域防災事業費

(項) 北海道総合流域防災事業費

(項) 離島総合流域防災事業費

(項) 沖縄総合流域防災事業費

(目) 総合流域防災事業費補助 1/2、2/3、5.5/10、6/10、9/10



河川管理施設機能確保事業費補助の創設 (施設の長寿命化等の推進)

1. 目的

水門、ポンプ設備等の老朽化に伴う更新費用の増大に対して、施設の長寿命化を計画的に行うことによりライフサイクルコストの縮減を強力に推進する。

2. 内容

(1) 河川管理施設機能確保事業費補助の創設

今後、増大する河川管理施設の更新事業費に対して、計画、延命化措置及び改築を一体的に管理することにより、コスト縮減及び平準化を行うため、河川管理施設機能確保事業費補助を創設し、施設規模等に応じて個別に支援していた特定構造物改築事業費補助等の集約及び拡充を行う。

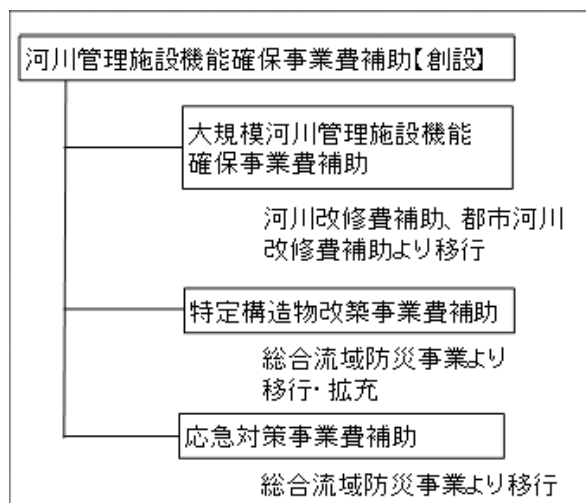
(2) 特定構造物改築事業費補助の拡充

ライフサイクルコストを最小化するための長寿命化計画の策定、当該計画に基づく延命化に必要な措置を支援できるよう制度を拡充する。長寿命化計画の策定については、平成21年度から平成25年度の5ケ年に限定して支援する。

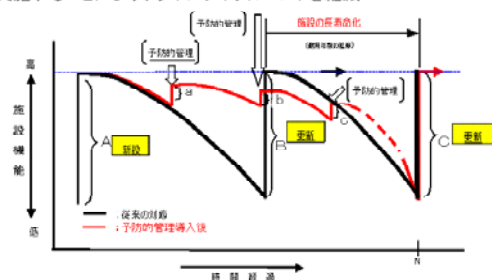
3. 科目等

- (項) 河川整備事業費
- (項) 北海道河川整備事業費
- (項) 離島河川整備事業費
- (項) 沖縄河川整備事業費

(目) 河川管理施設機能確保事業費補助1/2, 2/3, 5.5/10, 6/10, 9/10



老朽化の進行により、今後更新費用が増大。予防的管理(延命化対策)を実施することにより、ライフサイクルコストを縮減



排水機場の例 排水ポンプの予防的機器更新

ライフサイクルコストの低減

$$\frac{A+nb+nc}{N} \leq \frac{A+B+C}{N}$$

かわまちづくり支援制度の創設 (総合水系環境整備事業費等での実施)

1. 目的

にぎわいのある河畔空間の創出を目指す市町村等において、ハード・ソフト両面から、まちづくりと一体となった河川整備を推進するため、かわまちづくり支援制度を創設する。

2. 内容

地域の景観、歴史、文化及び観光という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地域住民との連携の下で立案された実現性の高い河川や水辺の整備・利用を行う「かわまちづくり」の推進に対して、河川管理者が積極的に支援を行い、良好なまち空間と水辺空間形成の円滑な推進を図る。

- (1) ハード支援 — 「かわまちづくり」計画に基づき河川管理者がまちづくりの推進主体（市町村等）と連携して、まちの空間と融合する河川空間を創出する整備を推進する。
- (2) ソフト支援 — 「かわまちづくり」計画に基づき地域づくりのためのフォローアップとして河川敷地占用許可準則の特例措置を積極的に検討する等の支援を推進する。

3. 科目等

- (項) 都市水環境整備事業費
 - (目) 総合水系環境整備事業費
 - 統合河川環境整備事業費補助
 - (項) 河川整備事業費
 - (目) 河川改修費
 - 河川改修費補助
- 等の既定事業で実施



<大阪市・道頓堀川>

※かわまちづくり支援制度の創設及び河川環境整備事業の重点化に伴い
(目) 総合水系環境整備事業費、(目) 統合河川環境整備事業費補助
の採択基準を変更する。

天竜川ダム再編事業 (河川総合開発事業)

1. 目的

- ・ 既設の利水ダム（佐久間ダム）に新たに洪水調節機能を確保し、佐久間ダム地点における計画高水流量毎秒9,200立方メートルのうち、毎秒2,900立方メートルの洪水調節を行う。

2. 内容

- ・ 位置： 左岸：静岡県浜松市天竜区佐久間町
右岸：愛知県北設楽郡豊根村
- ・ 河川名： 天竜川水系天竜川
- ・ 事業内容： 利水容量（発電）買取り及び貯水池掘削、放流設備改造、貯水池堆砂対策施設等
- ・ 総事業費： 約790億円

3. 科目等

（項）河川整備事業費

（目）河川総合開発事業費



位置図

木屋川ダム再開発事業 (河川総合開発事業)

1. 目的

木屋川流域の洪水被害軽減及び流水の正常な機能の維持のため、既設木屋川ダム再開発を行い、治水安全度の向上を図る。

2. 内容

- ・ 位置：山口県下関市豊田町大字大河内
- ・ 河川名：木屋川水系木屋川
- ・ 事業内容：
既設木屋川ダムの再開発
- ・ 総事業費：約400億円

3. 科目等

(項) 河川整備事業費

(目) 治水ダム建設事業費補助

【位置図】



【木屋川ダム現況写真】



球磨川川辺川ダム事業実施調整費

1. 目的

- ・川辺川ダム建設事業は、これまで「球磨川川辺川ダム建設費」によりダム建設を前提とした事業進捗を図ってきたが、同ダムに対する熊本県知事の意見表明により今後の方針を検討する必要が生じた。
- ・このため、熊本県等との協議状況に応じて事業執行するための予算として、「球磨川川辺川ダム事業実施調整費」に名称変更する。

2. 内容

- ・位置： 熊本県球磨郡相良村及び五木村
- ・河川名： 球磨川水系川辺川
- ・事業内容： 熊本県や五木村との協議状況に応じて実施する五木村の生活再建対策や、水理水文の継続調査等を実施する。

3. 科目等

(項) 多目的ダム建設事業費

(目) 球磨川川辺川ダム事業実施調整費

【位置図】



堰堤改良事業の拡充 (超過洪水に対応するための既設ダム治水機能向上)

1. 目的

近年、全国各地で局地的な豪雨が頻発しており、超過洪水に対応する操作（ただし書き操作）の回数も増加している。

今後は、地球温暖化に伴う気候変動による豪雨や台風強度の増大が懸念されており、超過洪水の頻発が予想されることから、地球温暖化に備えて既設ダムの治水機能の向上を図ることができるよう堰堤改良事業を拡充・推進する。

2. 内容

超過洪水の発生に備え、堤体の嵩上げ、放流設備の増強など、既設ダムの治水機能向上等を図る。

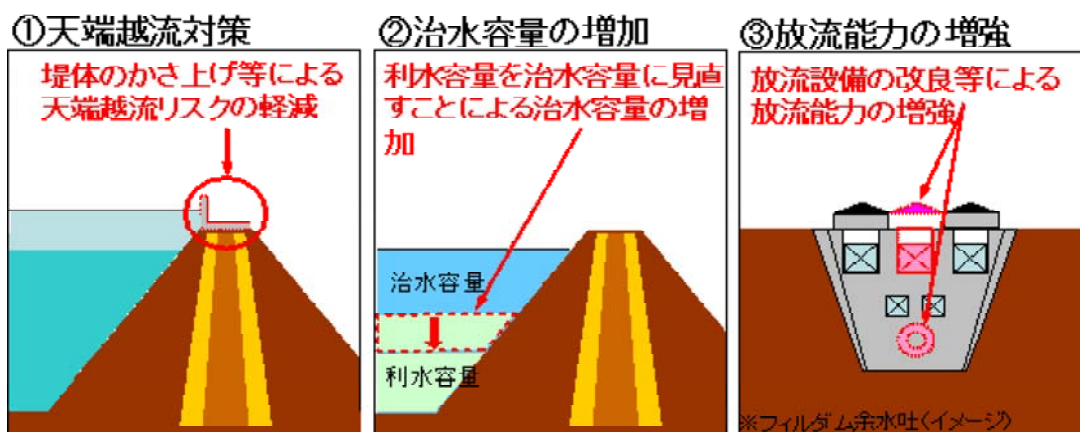
3. 科目等

(項) 河川整備事業費

(項) 北海道河川整備事業費

(目) 堰堤改良費

対策イメージ



特定緊急砂防事業費（直轄）の創設

1. 目的

甚大な土砂災害の発生に伴い、国が応急対策を実施した地域において、応急対策に引き続き実施する工事について、高度な技術力を必要とする場合に、国直轄により一定計画に基づき、短期・集中的に砂防設備の整備を実施する。

2. 内容

天然ダムの決壊防止等、下流域の最低限の安全の確保に必要な箇所において砂防設備を整備する。

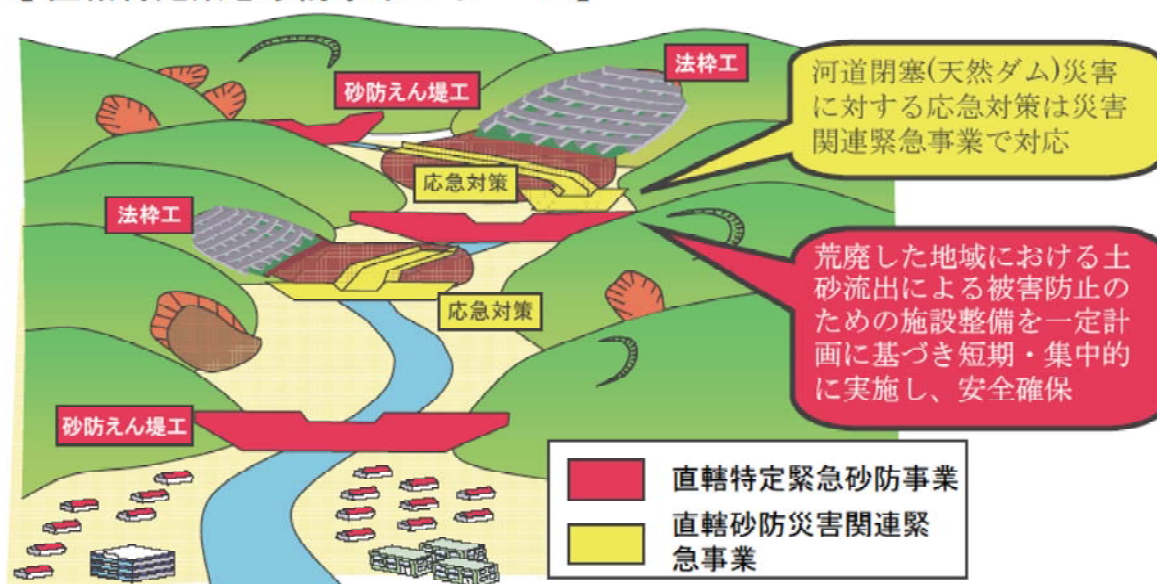
3. 科目等

（項）砂防事業費

（目）特定緊急砂防事業費

負担率 2 / 3

【直轄特定緊急砂防事業のイメージ】



がっさん

月山地区における直轄地すべり対策事業の着手

1. 目的

月山地区地すべりは面積500ha、すべり面の深さ100mにも及ぶ大規模な地すべりである。ひとたび地すべりが不安定化すると、月山観光の拠点である志津温泉をはじめとする観光地や交通・物流の要である国道112号、寒河江ダム・月山ダム等に甚大な被害を及ぼす恐れがある。このため、当該地区において地すべり被害を防止するため、直轄地すべり対策事業に新規着手する。

2. 内容

山形県月山地区において、集水井工、排水トンネル工、鋼管杭工等の工事を行う。

3. 科目等

(項) 砂防事業費

(目) 地すべり対策事業費

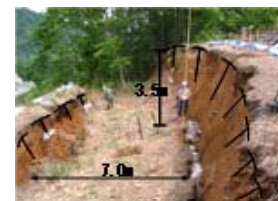
負担率 2 / 3



事業のイメージ



志津温泉北側に発生した地すべり (H17)



田麦俣地区地すべり頭部の陥没状況 (H16)

津波・高潮危機管理対策緊急事業の拡充

1. 目的

近年、低気圧による激しい高波等により、甚大な被害が発生し、越波からの人命・資産の防護が喫緊の課題となっている。また、地球温暖化に伴う気候変化による海面水位の上昇、台風の激化等により、高潮災害等の災害リスクの増大が懸念されている。

このため、危機管理対応の充実を図るよう、観測施設や観測データを収集・処理・伝達するシステムの整備を行うとともに、局所的な堤防等未整備箇所において堤防等を整備し連続性の確保を図ること等により、津波・高潮発生時における人命の優先的な防護を推進することを目的とする。

2. 内容

一連の防護区域を有する海岸において、地方が作成する津波・高潮危機管理対策緊急事業計画に基づき、以下の対策を総合的に推進する。

- ①水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等
- ②堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備
- ③津波・高潮ハザードマップの作成支援
- ④津波防災ステーションの整備
- ⑤津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備
- ⑥避難対策としての管理用通路の整備
- ⑦避難用通路の設置

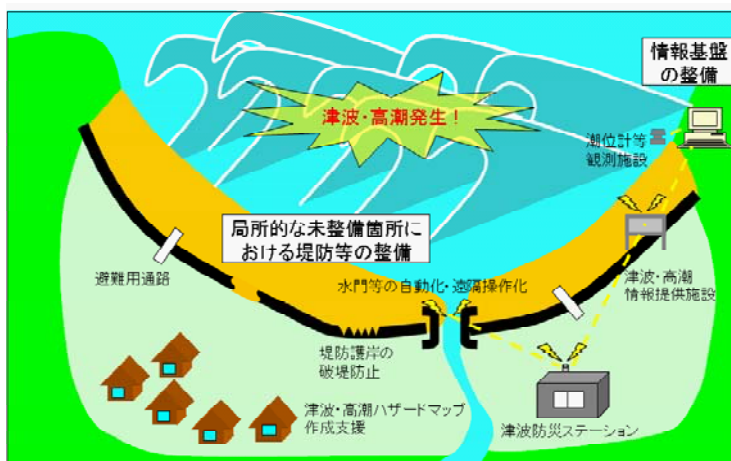
※下線部について拡充

3. 科目等

(項) 海岸事業費

(目) 津波・高潮危機管理対策緊急事業費統合補助

(目細) 津波・高潮危機管理対策緊急事業費統合補助 1 / 2



潮位計等の観測施設の設置



データ収集・処理・伝達システムの整備



沿岸監視カメラ・越波情報提供システムの整備

緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による 災害緊急対応事業の創設

1. 目的

大規模自然災害発生時において、TEC-FORCEが行う発災直後の緊急調査に加え、被害の拡大を防ぐための緊急対応を実施する「災害緊急対応事業」を創設し、大規模自然災害時の国民の安全・安心を確保する。

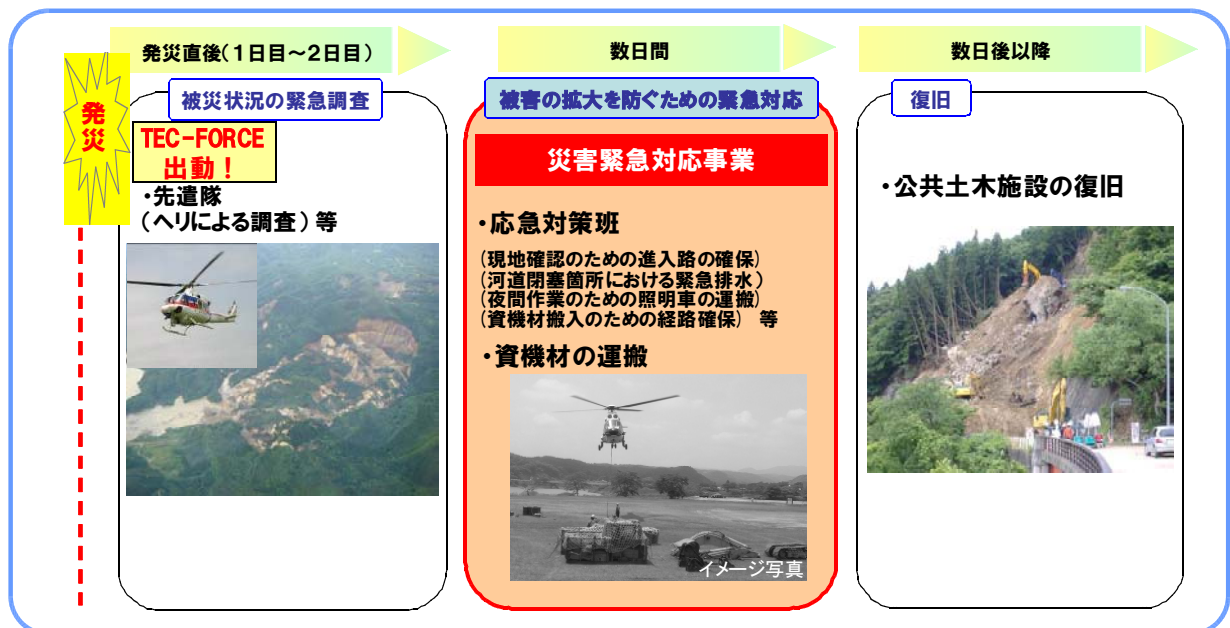
2. 内容

大規模自然災害発生後速やかに実施する緊急調査において、河道閉塞などの緊急的に対応を実施しなければならない箇所が発見された場合に、被害の拡大を防ぐために必要な緊急対応を実施可能とする。

3. 科目等

（項）河川等災害関連事業費

（目）河川等大規模災害関連事業費 10 / 10



超過洪水に対応する「河川大規模災害関連事業」の創設

1. 目的

堤防の整備水準を大きく上回る大規模な洪水が発生した河川において、被災施設の原形復旧のみでは公益上必要な治水安全度が得られない場合に、再度災害防止を図るため、災害要因を除去し、効果的・効率的な改良復旧を行い、民生の安定を保持し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

2. 内容

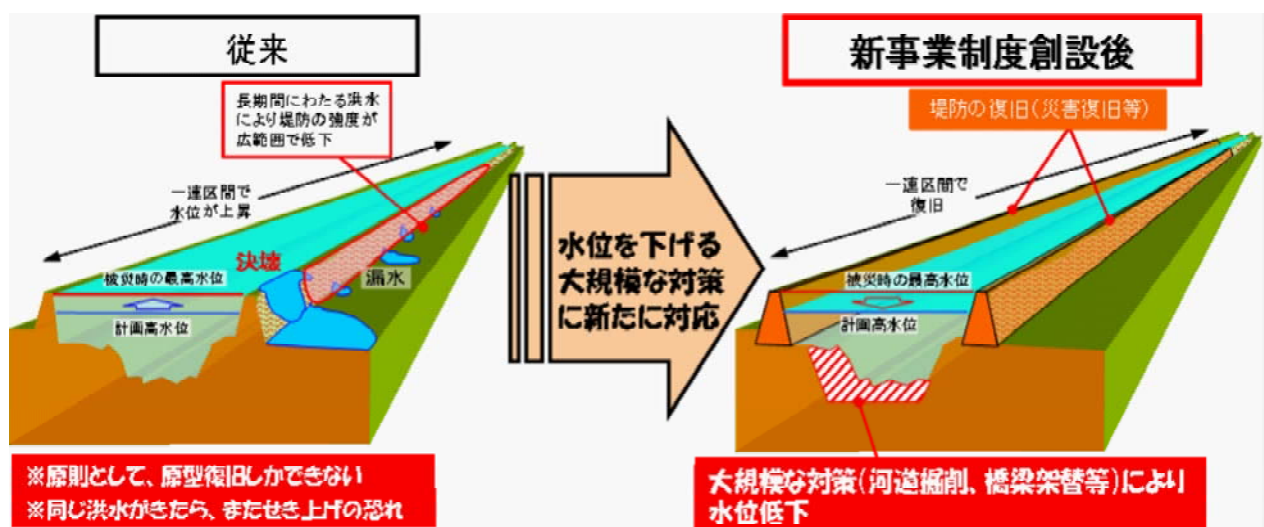
直轄管理河川において、災害復旧事業のみでは再度災害防止に十分な効果が期待できず、次期出水で重大な被害に繋がるおそれが高い場合に、災害復旧事業とあわせて、その災害要因を除去する河道掘削や横断工作物の改築を概ね5箇年で緊急的に実施する。

3. 科目等

(項) 河川等災害関連事業費

(目) 河川等大規模災害関連事業費

2 / 3 等



直轄河川管理施設等の修繕的経費への起債・交付税措置

1. 目的

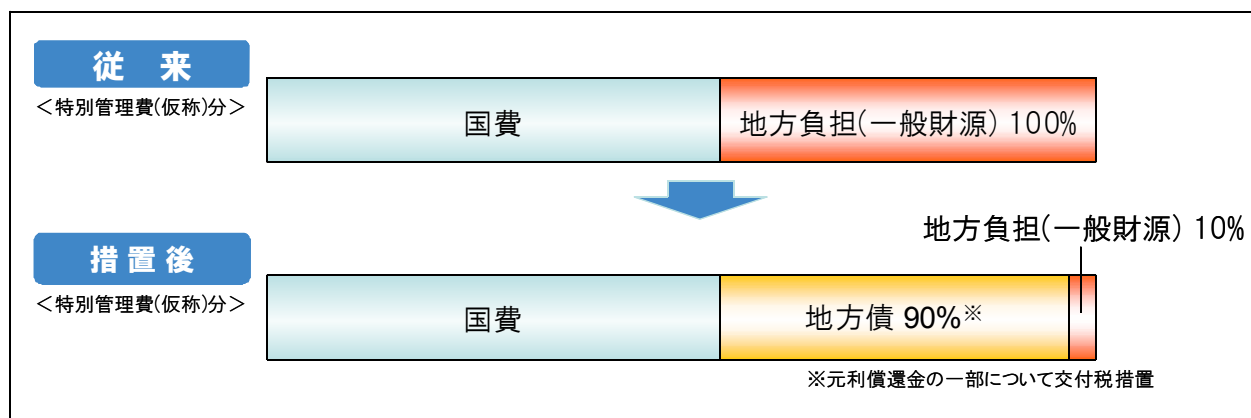
河川維持修繕費、堰堤維持費、砂防管理費等の地方負担金について、予防的かつ投資的側面を持つ経費を起債対象とするとともに、その元利償還金の交付税措置などにより、地方負担の軽減、平準化を図る。

2. 内容

河川維持修繕費等のうち、投資的経費を特別管理費（仮称）として明確に区分し、地方負担金の通知において起債対象経費を明示する。一般公共事業債の起債対象（充当率90%）とするとともに、その元利償還金について交付税措置を行う。

3. 科目等

- （項）河川整備事業費
- （項）北海道河川整備事業費
 - （目）河川維持修繕費
- （項）河川整備事業費
- （項）北海道河川整備事業費
- （項）沖縄河川整備事業費
 - （目）堰堤維持費
- （項）河川整備事業費
 - （目）水資源開発事業交付金
- （項）砂防事業費
 - （目）砂防管理費



(参考 2)

新規事業採択時評価結果の概要

てんりゆうがわ

箇所名：天竜川ダム再編事業（河川総合開発事業）

1. 事業の概要

- 1) 位置：左岸：静岡県浜松市天竜区佐久間町
はままつしてんりゆうく さくまちよう
 右岸：愛知県北設楽郡豊根村
きたしたらくんとよねむら
- 2) 河川名：天竜川水系天竜川
てんりゆうがわ てんりゆうがわ
- 3) 事業概要：既設の利水ダム（佐久間ダム）に新たに洪水調節機能を確保
- 4) 総事業費：約790億円

2. 目的、必要性

- 1) 目的：
 ・佐久間ダム地点における計画高水流量毎秒9,200立方メートルのうち毎秒2,900立方メートルの洪水調節を行う。
- 2) 必要性：
 ・昭和40年9月洪水では、全壊・流失13戸、半壊・床上浸水782戸、床下浸水806戸、浸水面積564haなどの甚大な被害が発生し、その後も、昭和43年、昭和44年など浸水被害が発生しており、早急な治水対策が望まれている。

3. 費用対効果分析の結果

治水経済調査マニュアル（案）に基づいて分析。

便 益 (B)	費 用 (C)	事業効果 (B/C)
1,692億円	744億円	2.3

便益 (B) の内訳及び主な根拠		
【内訳】	被害防止便益	1,692億円
【主な根拠】	年平均浸水軽減戸数	140戸
	年平均浸水軽減面積	23ha

4. 検討

以下の評価項目及び上記の費用対効果分析結果を総合的に判断の上、採択

洪水被害	災害発生時の影響					過去(近10年)の災害実績						
	浸水戸数 (戸)	軒下浸水戸数 (戸)	農地浸水面積 (ha)	重要公共施設数	災害弱者関連施設	被災頻度 (回)	浸水戸数 (戸)	軒下浸水戸数 (戸)	農地浸水面積 (ha)	遊樂施設	重要公共施設	災害弱者関連施設等
	167,000	5,700	6,100	国道1号、東海環状線等	有	8	621	0	151	無	無	無

事業の緊急度(近3年)		災害の危険度				地域開発の状況		情報提供の状況
被害実績	水防活動	現況流下能力の割合	治水安全度 (年)	災害危険区域等の指定	高齢化率 (%)	想定氾濫区域内宅地予定面積 (ha)	流域内開発予定面積 (ha)	ハザードマップの公表
有	無	0.67	10	有	20	109	157	有

5. 日程・手続き

平成21年度 新規建設事業着手

6. 関係者の意見

静岡県、浜松市等から早期建設の強い要望がある。

箇所名： こやがわ 木屋川ダム再開発事業（河川総合開発事業）

1. 事業の概要

- 1) 位置： しものせきしとよたちょうおおあざおおこうち 山口県下関市豊田町大字大河内
- 2) 河川名： こやがわ 木屋川水系 こやがわ 木屋川
- 3) 諸元：
 ・型式：重力式コンクリートダム
 ・堤高：51.0m
 ・堤頂長：220.0m
 ・総貯水容量：37,820千m³
- 4) 総事業費：約400億円

2. 目的、必要性

- 1) 目的：
 ・洪水調節
 ・流水の正常な機能の維持
- 2) 必要性：
 ・木屋川沿川地域において、昭和34年には家屋流失3戸、全半壊28戸、床上浸水416戸、床下浸水783戸、平成11年には床上浸水11戸、床下浸水38戸の被害が発生しており、早急な治水対策が望まれている。

3. 費用対効果分析の結果

治水経済調査マニュアル（案）に基づいて分析

便 益 (B)	費 用 (C)	事業効果 (B/C)
358億円	271億円	1.3

便益 (B) の内訳及び主な根拠

【内訳】被害防止便益：299億円
 流水の正常な機能の維持に関する便益：59億円
 【主な根拠】年平均浸水軽減戸数：45戸、年平均浸水軽減面積：86ha

4. 検討

以下の評価項目及び上記の費用対効果分析結果を総合的に判断の上、採択。

洪水被害	災害発生時の影響					過去(近10年)の災害実績						
	浸水戸数(戸)	軒下浸水戸数(戸)	農地浸水面積(ha)	重要公共施設数	災害弱者関連施設	被災頻度(回)	浸水戸数(戸)	軒下浸水戸数(戸)	農地浸水面積(ha)	避難勧告	重要公共施設	災害弱者関連施設等
	256	27	254	5	有	7	49	0	86.0	1回	県道	無

事業の緊急度(近3年)		災害の危険度			地域開発の状況		情報提供の状況	
被害実績	水防活動	現況流下能力の割合	治水安全度(年)	災害危険区域等の指定	高齢化率(%)	想定氾濫区域内宅地予定面積(ha)	流域内開発予定面積(ha)	ハザードマップの公表
有	有	0.57	5	有	34.1	-	-	H20年度公表

5. 日程・手続き

平成20年度 当該事業を含めた河川整備計画策定
 平成21年度 新規実施計画調査着手

6. 関係者の意見

地元市長、地元自治会並びに商工会・観光協会を中心に、ダム事業推進に向けた積極的な要望がある。

箇所名：^{がっさん}月山地区地すべり対策事業（直轄地すべり対策事業）

1. 事業の概要

- 1) 位置：^{つるおか}山形県鶴岡市、^{にしむらやま}西村山郡西川町
 2) 面積：約500ha(地すべり防止区域)
 3) 事業費：約246億円

2. 目的、必要性

- 1) 目的：
 ・月山地区内の人家、公共施設、志津温泉等の観光地等の保全
 ・重要交通網（国道112号）、月山ダム・寒河江ダム等の保全
- 2) 必要性：
 ・月山地区地すべりは、志津温泉をはじめとする観光地や交通・物流の要である国道112号、寒河江ダム・月山ダム等に甚大な被害を及ぼす恐れがあるため、直轄地すべり対策事業に新規着手し、集水井・排水トンネル等の対策工事を行う。

3. 費用対効果分析の結果

地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル（案）に基づいて分析

便 益 (B)	費 用 (C)	事業効果 (B/C)
436億円	246億円	1.8

便益（B）の内訳及び主な根拠

【内訳】
 直接的被害軽減便益：83億円、間接的被害軽減便益：353億円
 【主な根拠】
 人家：41戸(間接的被害：約11,000戸)、公共施設：公民館1施設(間接的被害：市役所・学校・病院・JR羽越本線等)、国道112号：約4,700m

4. 検討

以下の評価項目及び上記の費用対効果分析結果を総合的に評価した。

災害発生時の影響					過去の災害実績や事業実施の緊急性						災害発生の危険			地域の協力体制		災害情報の提供		
保全人家戸数	公共的施設	災害時要援護者関連施設	避難場所避難路	河川への影響		直近の災害発生の有無	人的被害	最大被災戸数	公共的施設	災害時要援護者関連施設	避難の実績	地すべり地形の有無	地すべりの兆候		関連事業の有無	防災等活動の実施	維持管理の協力体制	危険箇所情報等の公表の有無
				土砂量(千m3)	河川種別								明瞭度	人家等での兆候				
41戸 (間接的被害:約11,000戸)	公民館、国道等 (間接的被害:市役所・学校・病院・JR羽越本線等)	なし (間接的被害:病院、老人ホーム、幼稚園、保育園等)	国道、主要地方道	65,420	1級	あり	なし	なし	国道	なし	なし	明瞭	明瞭	あり	なし	あり	検討中	あり

5. 日程・手続き

平成21年度新規事業着手

6. 関係者の意見

山形県知事、鶴岡市長、西川町長より直轄地すべり対策事業の早急な実施について強い要望がある。

事業評価の概要（参考）

1. 新規事業採択時評価

「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」に基づき、以下のいずれかに該当する事業について新規事業採択時評価を実施。

- ① 事業費を新たに予算化しようとする事業
- ② ダム事業の実施計画調査費を新たに予算化しようとする事業

2. 再評価

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づき、以下のいずれかに該当する事業について再評価を実施。

- ① 事業採択後一定期間（5年間）が経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後長期間（10年間）を経過した時点で継続中の事業
- ③ 準備・計画段階で一定期間（5年間）が経過している事業
- ④ 再評価実施後一定期間（5又は10年間）が経過している事業
- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

3. 事後評価

「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」に基づき、平成15年度より本格実施。

4. 評価結果等の公表

原則として、年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後、評価結果等についてインターネット等を通じて公表。ただし、個別箇所ですべての事業（ダム事業等）については、概算要求書の財務省への提出時及び政府予算案の閣議決定時に公表。

（詳細については下記アドレスを参照）

http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/seisaku_hyouka/gaiyou/seisaku/index.html

なお、上記1.～3.に係る評価に当たっては、費用対効果分析を含む総合的な評価を行い、費用対効果分析については、「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づき実施。